

# 生活時間短縮に係る訪問介護事業所アンケート報告

2013年6月5日

中央社保協 介護・障害者部会

## はじめに

中央社保協は、加盟する47都道府県社保協に2012年4月からの介護報酬改定による介護現場の実態把握を目的にアンケート調査を実施しました。12都府県社保協が9月～10月に各都道府県の訪問会議事業所を抽出し実施しました。アンケートに答えていただいたのは12都府県の962訪問介護事業所（利用件数5万6864件）でした。

調査対象とした事業所の形態は、約6割（58%）が民間でした。社会福祉法人（17%）、NPO（8%）、医療法人（6%）、社会福祉協議会（5%）、協同組合（3%）でした。

## 調査結果について

調査項目は以下のとおりでした。①事業所の所在地と運営主体、②体制、③利用者件数、④報酬改定による生活援助時間の時間短縮について、⑤介護予防訪問介護時間の変更について、⑥どのようなサービスが削られたか（複数回答）、⑦利用者さんにどのような影響がでているか（複数回答）、⑧「厚生労働省から2012年3月に『これまでどおりのサービス提供はできる』というQ&Aがだされましたが、このQ&Aをご存じでしたか、⑨事業所の事業収入について、⑩ヘルパーの給与は、⑪自由記載欄。集計は④については全件数でその比率を表し、⑤以降については、回答事業所（962）で比率を表しています。

### 1、在宅生活を支える6割が登録ヘルパー

調査月（2012年8月）の体制は、常勤3,356人（20%）、非常勤3,896人（23%）、登録ヘルパー9,510人（57%）で登録ヘルパーさんの力で支えられている実態が明らかになりました。

### 2、報酬改定による生活援助時間の変化

設問④では、962事業所の全利用件数に対して「従来どおり」は33%でした。生活援助を実施している件数に限定すると総件数（2万8,719件）に対して、「従来通り」（64.7%）、「短縮」（31.6%）、「回数増」（3.7%）で3人にひとりが生活援助時間を短縮されていました。その結果、ひとり暮らしの利用者の暮らしに大きな不都合が記載されていました。

訪問介護の生活援助時間短縮について、生活援助の全件数について回答が得られた愛知県（6,559件）、京都府（554件）、神奈川県（3,510件）の合計1万623件（アンケート回答利用者の51%）をみると、従来どおり6,256件（59%）、短縮（38%）、回数増（3%）でした。時間短縮の内訳は、90分→60分（54%）、60分→45分（31%）、その他（15%）でした。（表1）

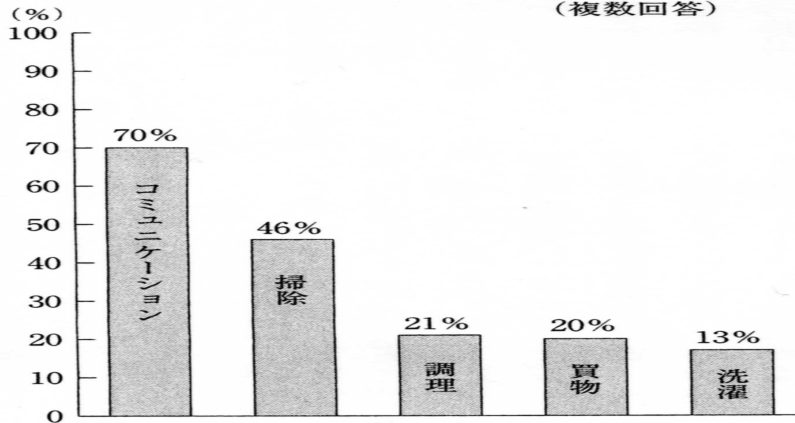
表1 介護報酬改定による訪問介護時間短縮

	件数	従来通り	短縮	短縮			回数増
				90→60分	60→45分	その他	
愛知	6,559	3,853	2,486	1,258	789	439	220
京都	554	355	174	103	53	18	25
神奈川	3,510	2,048	1,371	834	400	137	91
合計	10,623	6,256	4,031	2,195	1,242	594	336
		59%	38%	(54%)	(31%)	(15%)	3%

### 3、削られたのは「コミュニケーション」(図2)

全事業所の70%が削られたサービスは「コミュニケーション」と回答しました。次に多いのは「掃除」(46%)でした。「生命」には影響がないサービスがけ刷られているのが予測できます。

図2 時間短縮によって削られたサービス (複数回答)



### 4、利用者への影響は「情緒不安定」「信頼関係悪化」(図3)

設問⑦の利用者さんへの影響(複数回答)では、「情緒不安定」(22%)、「信頼関係悪化」(17%)、「状態悪化」(8%)となっています。

図3 時間短縮による利用者への影響

